

(公印省略)

高齢福第646号
平成30年6月5日

各介護保険施設・事業所の長 殿

大分県福祉保健部高齢者福祉課長

送迎時等における交通事故の防止及び利用者の安全確保について（通知）

介護保険事業の実施につきましては、日頃から御尽力頂き感謝申し上げます。

さて、昨日、別府市内において、介護保険事業所の送迎車両が道路脇の法面に衝突し、サービス利用者及び介護保険事業所の職員が重軽傷を負う重大事故が発生しました。

各事業者におかれては、このような事故が発生することがないように、改めて職員への注意を喚起していただき、道路交通法による法令遵守の徹底はもちろんのこと、運転手の健康管理等を実施し、下記の点にご留意の上、交通事故の防止と利用者の安全確保により一層努めていただきますようお願いいたします。

なお、介護サービス提供時に事故が発生した場合には、事故に際して対応した処置を記録し、市町村、当該利用者の家族、居宅介護支援事業者等に連絡を行うことともに、必要な措置を講じなければならないこととなっておりますので、十分ご留意ください。

記

車両を使用した送迎業務等における主な留意事項

- 1 運転手の健康状況、体調等を把握し、運転者の技量に合わせて、車種に応じた適任者により運転させること。
- 2 必要に応じて運転手以外に介護職員を同乗させるなど安全な送迎に配慮すること。
- 3 車両について使用前の日常点検の実施など安全管理を徹底すること。
- 4 運転者や運転の開始・終了時間などを把握するため、運転日誌を整備すること。
- 5 道路交通法等関係法令を遵守し交通安全に努めるよう従業者に対する安全教育を行うこと。
- 6 シートベルトの着用を徹底すること。
- 7 車椅子が必要な利用者に対しては、車両への適切な装着方法を従業者に周知するなどし、衝突時の安全を確保すること。
- 8 送迎時における利用者の乗降場所は安全な場所を選定すること。

(担当)

介護サービス事業班

TEL 097-506-2684